



いつまでも安心して暮らしていくために 高齢の方への福祉施策

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係 178

市では、高齢の方を対象に下記の事業を行っています。いずれも事前に申請が必要です。事業によっては訪問調査が必要な場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

■主なサービス内容

事業	対象	内容
要介護高齢者おむつ給付事業	○在宅の65歳以上で要介護3以上の常時おむつを必要とする方 ○要支援1・2、要介護1・2で疾病などにより常時失禁状態と認められる方（生活保護受給者を除く）	市が指定するおむつの給付（1人1か月4,000円を限度） ※給付にかかる費用の1割は自己負担
寝たきり高齢者寝具乾燥事業	在宅で寝具の乾燥が困難な65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯／在宅で65歳以上の寝たきりの方がいる世帯	対象の方が常時使用している寝具類を、1か月1回5枚以内を乾燥
高齢者自立支援住宅改修給付事業	○設備改修：在宅のおおむね65歳以上で要介護認定を受け、住宅の改修が必要と認められる方 ○予防給付：要介護認定の結果が非該当の方	○設備改修：浴槽の取替え（上限37万9,000円）、洗面台の取替え（上限15万6,000円） ○予防給付：手すりの取付け、床の段差解消など、介護保険と同内容（上限20万円） ※給付にかかる費用の1～3割は自己負担 ※必ず改修前に相談してください。
高齢者救急通報システム事業	65歳以上のひとり暮らし世帯などで身体上慢性疾患（心疾患・循環器）により常時注意を要する方	救急通報システム機器の設置貸与 ※所得に応じて一部費用負担あり
高齢者住宅火災直接通報システム事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯で、身体上慢性疾患などにより常時注意と防災などの配慮が必要な方	住宅用火災通報機器などの設置貸与 ※所得に応じて一部費用負担あり
徘徊高齢者探索サービス事業	おおむね65歳以上の認知症による徘徊行動がある方を在宅で介護している方	○GPS端末機器の貸与（GPSによる位置探索情報システムを活用し、徘徊高齢者の位置情報の提供を行い、早期発見につなげる） ※利用にかかる費用の1割は自己負担 ○あんしん見守りシールの交付（二次元コードが印字されたラベルシールを徘徊高齢者の衣服や鞆に添付し、発見者が二次元コードを読み取るにより介護者に通知が届き、速やかな帰宅につなげる） ※見守りシール40枚まで無料
水道・下水道の使用料助成	70歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯の方（①世帯構成員全員の助成を受ける年度の市民税が非課税であること ②生活保護受給世帯でないこと ③水道・下水道使用料の滞納がないこと）	上下水道料の基本料金を助成（最小口径（13mm）1水栓分）
福祉電話事業	65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯で電話がない世帯／70歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯で電話がある世帯（①市内に親族が住んでいない ②生計中心者の前年分の所得税が年額42,000円以下の世帯で定期的に安否確認が必要な世帯）	基本使用料と通話料金（月600円まで）を助成 ※電話のない世帯には電話を貸与



認知症を知ろう！

9月は世界アルツハイマー月間

問合せ 高齢福祉介護課介護予防・地域支援係 456

誰にでもアルツハイマー病や認知症になる可能性があります。正しい理解を深め、認知症の方だけでなく全ての高齢の方に優しい地域づくりを進めるため、世界アルツハイマー月間に合わせて行う市の取組みを紹介します。

羽村市世界アルツハイマー月間講演会

日時 9月16日(土)午後2時～4時
会場 プリモホールゆとろぎ小ホール
対象 市内在住・在勤の方
講師 繁田 雅弘さん（東京慈恵会医科大学精神医学講座教授）
定員 100人（申込順）
申込み 9月13日(水)午後5時までに、電話、Eメール、応募フォームまたは直接、高齢福祉介護課介護予防・地域支援係へ
Eメール: s30220@city.hamura.tokyo.jp

※Eメールで申し込むときは、件名に「羽村市世界アルツハイマー月間講演会申込み」、本文に「住所、氏名、連絡先」を記入してください。



▲応募フォーム

書籍の展示

アルツハイマー病や認知症に関する書籍の展示・貸出しを行います。
会場 プリモライブラリーはむら
期間 9月1日(金)～30日(土)
※祝日以外の月曜日および9月15日(金) 休館

ヒノトントンZOO オレンジライトアップ

ヒノトントンZOOのエントランスを、認知症支援のシンボルカラー・オレンジにライトアップします。

日時 9月1日(金)～30日(土)の日没～午後9時

▼昨年のライトアップの様子



敬老金をお届けします

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係 178

市では、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢の方を敬愛し、長寿をお祝いして敬老金を贈呈します。

満100歳の対象の方には市長が、満88歳の対象の方には各地区の羽村市社会福祉委員が、9月18日(月・祝)までに、お宅を訪問してお届けします。

贈呈の対象は、9月1日時点で市内に在住し、令和5年度中に対象年齢に達する方です。

対象年齢・支給額
○満100歳（大正12年4月2日～13年4月1日に生まれた方）：5万円
○満88歳（昭和10年4月2日～11年4月1日に生まれた方）：2万円

家族介護慰労金を支給します

問合せ 高齢福祉介護課介護予防・地域支援係 456

要介護4・5の重度要介護高齢者を在宅で介護している家族のうち、次の①～④の全てに当てはまる場合に、慰労金を支給します。該当する方は問い合わせてください。

対象

- ①市内に住み票がある重度要介護高齢者（要介護4・5）と同居、あるいは同一敷地内に隣接している建物に居住、または市外の介護者の自宅で、重度要介護高齢者を支給基準日から過去1年間介護している家族
- ②支給基準日の属する年度の前年度

に、重度要介護者および介護者の属する世帯の構成員全員が市民税非課税であった家族

- ③支給基準日の過去1年間、介護保険サービスを利用していない家族（通算7日以下のショートステイ利用を除く）
 - ④重度要介護高齢者が過去1年間、90日を超える入院をしていないこと
- 支給額（年額） 1家族10万円
※問合せ後、職員が家庭訪問を行い、要件を満たす場合に支給します。

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。